

条例制定改廃調書
条例改正に伴う新旧対照表

令和2年

奈良市議会3月定例会

令和元年度関係

条例制定改廃調書

1 名 称	奈良市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例		
2 制定改廃の根拠法令、関係通達等	<ul style="list-style-type: none"> 令和2年6月以降の独自利用事務の情報連携について（令和元年9月17日付個情第729号個人情報保護委員会事務局総務課長通知） 	4 制定改廃の概要	1. 子どもに対する医療費の助成に関する事務において、社会保険各法による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報であって規則で定めるものについて、個人番号を利用できるように規定を新設する。（別表第2関係）
3 制定改廃の理由	<ul style="list-style-type: none"> 上記の通知により、令和2年6月以降、子どもの加入保険情報等を確認する際に、個人番号を情報連携により利用することができることとされたため、条例別表第2に必要な規定を加える。 		
5 施行期日	公布の日	所管部課	子ども未来部 子ども育成課

奈良市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例
新旧対照表

現行			改正案		
別表第2（第4条関係）			別表第2（第4条関係）		
機関	事務	特定個人情報	機関	事務	特定個人情報
1 市長	奈良市子ども医療費の助成に関する条例による子どもに対する医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	略 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報（以下「医療保険給付関係情報」という。）であって規則で定めるもの	1 市長	奈良市子ども医療費の助成に関する条例による子どもに対する医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	略 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報（以下「医療保険給付関係情報」という。）であって規則で定めるもの 健康保険法（大正11年法律第70号）、 船員保険法（昭和14年法律第73号）、 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）、国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）、地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号） その他の法令による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報であって規則で定めるもの
略			略		

条例制定改廃調書

1 名 称	奈良市報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例		
2 制定改廃の根拠法令、関係通達等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公職選挙法施行令の一部を改正する政令（令和元年政令第15号） 	4 制定改廃の概要	1. 投票所の投票管理者及び期日前投票所の投票管理者の報酬額について、交替を行った場合の取扱いに関する規定の整備を行う。（別表第1備考関係）
3 制定改廃の理由	<ul style="list-style-type: none"> ・ 上記の政令改正により、投票管理者等について交替制を導入することが可能となったことに伴い、報酬額に関する規定を整備するため。 		
5 施行期日	公布の日	所管部課	選挙管理委員会事務局

奈良市報酬及び費用弁償に関する条例 新旧対照表

現行			改正案		
別表第1 (第2条・第3条関係)			別表第1 (第2条・第3条関係)		
報酬額			報酬額		
支給区分		報酬額	支給区分		報酬額
略		略	略		略
選挙管理委員会	委員長	日額 21,000円	選挙管理委員会	委員長	日額 21,000円
	委員	日額 14,000円		委員	日額 14,000円
	補充員	日額 9,500円		補充員	日額 9,500円
選挙長		選挙1回につき 10,800円	選挙長		選挙1回につき 10,800円
投票所の投票管理者		日額 12,800円	投票所の投票管理者		日額 12,800円
期日前投票所の投票管理者		日額 11,300円	期日前投票所の投票管理者		日額 11,300円
開票管理者		選挙1回につき 10,800円	開票管理者		選挙1回につき 10,800円
投票所の投票立会人		日額 10,900円	投票所の投票立会人		日額 10,900円
期日前投票所の投票立会人		日額 9,600円	期日前投票所の投票立会人		日額 9,600円
開票立会人		選挙1回につき 8,900円	開票立会人		選挙1回につき 8,900円
選挙立会人		選挙1回につき 8,900円	選挙立会人		選挙1回につき 8,900円
略		略	略		略
備考			備考		
1・2 略			1・2 略		
3 <u>投票所の投票立会人及び期日前投票所の投票立会人</u> の報酬額については、その者の立会時間が投票時間（投票所又は期日前投票所を開く時刻から投票所又は期日前投票所を閉じる時刻までの間をいう。）の2分の1を超える場合は当該額とし、2分の1以下の場合は当該額の2分の1に相当する額とする。			3 <u>投票所及び期日前投票所の投票管理者及び投票立会人</u> の報酬額については、その者の立会時間が投票時間（投票所又は期日前投票所を開く時刻から投票所又は期日前投票所を閉じる時刻までの間をいう。）の2分の1を超える場合は当該額とし、2分の1以下の場合は当該額の2分の1に相当する額とする。		
4 略			4 略		

条例制定改廃調書

1 名 称	奈良市児童相談所基金条例		
2 制定改廃の根拠法令、関係通達等		4 制定改廃の概要	1. 本市における児童相談所の整備及び運営に必要な資金を積み立てるため、奈良市児童相談所基金を設置する。
3 制定改廃の理由	<ul style="list-style-type: none"> ・児童相談所の整備及び運営を円滑かつ安定的に推進するための財源を確保する必要があることから、新たに基金条例を制定する。 		
5 施行期日	公布の日	所管部課	子ども未来部 子育て相談課

条例制定改廃調書

1 名 称	奈良市手数料条例の一部を改正する条例		
2 制定改廃の根拠法令、関係通達等	<ul style="list-style-type: none"> ・「土地譲渡益重課制度等に係る優良宅地認定及び優良住宅認定の事務の実施について（技術的助言）」の一部改正について（令和元年5月31日付国土動整第6号、国住整第10号国土交通省土地・建設産業局長、住宅局長通知） ・地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成30年法律第66号）第10条による毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）の一部改正 	4 制定改廃の概要	<p>1. 引用条文の整理</p> <p>(1) 印鑑登録証明書交付手数料（別表第16項関係） 奈良市印鑑の登録及び証明に関する条例 「第13条第2項」を「第13条第3項若しくは第13条の2」に改める。</p> <p>(2) 優良宅地造成認定申請手数料（別表第24項関係） 租税特別措置法 「又は第63条第3項第7号イ」を「、第63条第3項第7号イ又は第68条の69第3項第7号イ」に改める。</p> <p>(3) 優良住宅新築認定申請手数料（別表第34項関係） 租税特別措置法 「又は第63条第3項第7号ロ」を「、第63条第3項第7号ロ又は第68条の69第3項第7号ロ」に改める。</p> <p>(4) 毒物劇物販売業登録更新申請手数料（別表第112項関係） 毒物及び劇物取締法 「第4条第4項」を「第4条第3項」に改める。</p>
3 制定改廃の理由	<ul style="list-style-type: none"> ・関係法令の一部改正に伴い、条例中の引用条文の整理を行う。 		
5 施行期日	公布の日、令和2年4月1日	所管部課	市民部 市民課、健康医療部 保健所 保健衛生課、都市整備部 開発指導課、都市整備部 建築指導課

奈良市手数料条例 新旧対照表

現行				改正案			
別表（第2条関係）				別表（第2条関係）			
番号	名称	事務	金額	番号	名称	事務	金額
略				略			
16	印鑑登録証明書交付手数料	奈良市印鑑の登録及び証明に関する条例（昭和55年奈良市条例第2号）第13条第2項 又は奈良市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例（平成5年奈良市条例第28号）第10条第2項の規定に基づく印鑑登録証明書の交付	略	16	印鑑登録証明書交付手数料	奈良市印鑑の登録及び証明に関する条例（昭和55年奈良市条例第2号）第13条第3項若しくは第13条の2又は奈良市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例（平成5年奈良市条例第28号）第10条第2項の規定に基づく印鑑登録証明書の交付	略
略				略			
24	優良宅地造成認定申請手数料	略 租税特別措置法第28条の4第3項第7号イ又は第63条第3項第7号イ に規定する宅地の造成が優良な宅地の供給に寄与するものであることについての認定の申請に対する審査	略	24	優良宅地造成認定申請手数料	略 租税特別措置法第28条の4第3項第7号イ、第63条第3項第7号イ又は第68条の69第3項第7号イに規定する宅地の造成が優良な宅地の供給に寄与するものであることについての認定の申請に対する審査	略
略				略			
34	優良住宅新築認定申請手数料	略 租税特別措置法第28条の4第3項第7号ロ又は第63条	略	34	優良住宅新築認定申請手数料	略 租税特別措置法第28条の4第3項第7号ロ、第63条第	略

現行				改正案			
		第3項第7号ロ				3項第7号ロ又は第68条の69第3項第7号ロに規定する住宅の新築が優良な住宅の供給に寄与するものであることについての認定の申請に対する審査	
		に規定する住宅の新築が優良な住宅の供給に寄与するものであることについての認定の申請に対する審査				に規定する住宅の新築が優良な住宅の供給に寄与するものであることについての認定の申請に対する審査	
略				略			
112	毒物劇物販売業登録更新申請手数料	毒物及び劇物取締法第4条第4項の規定に基づく毒物又は劇物の販売業の登録の更新の申請に対する審査	略	112	毒物劇物販売業登録更新申請手数料	毒物及び劇物取締法第4条第3項の規定に基づく毒物又は劇物の販売業の登録の更新の申請に対する審査	略
略				略			
備考 略				備考 略			

条例制定改廃調書

1 名 称	奈良市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例		
2 制定改廃の根拠法令、関係通達等	<ul style="list-style-type: none"> ・災害弔慰金の支給等に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律第27号） ・災害弔慰金の支給等に関する法律施行令及び東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する政令の一部を改正する政令（令和元年政令第61号）第1条による災害弔慰金の支給等に関する法律施行令（昭和48年政令第374号）の一部改正 	4 制定改廃の概要	<p>1. 災害援護資金の償還等について次の改正を行う。</p> <p style="padding-left: 2em;">償還金の支払猶予、償還免除、報告等について、法令の規定によることを明記。（第15条関係）</p>
3 制定改廃の理由	<ul style="list-style-type: none"> ・上記法令の一部改正に伴い、引用条文等の整理が必要となったため。 		
5 施行期日	公布の日	所管部課	福祉部 福祉政策課

奈良市災害弔慰金の支給等に関する条例 新旧対照表

現行	改正案
<p>(償還等)</p> <p>第15条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 <u>償還免除、一時償還、違約金及び償還金の支払猶予については、法第13条第1項、令第8条から第11条までの規定によるものとする。</u></p>	<p>(償還等)</p> <p>第15条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 <u>償還金の支払猶予、償還免除、報告等、一時償還及び違約金については、法第13条、第14条第1項及び第16条並びに令第8条、第9条及び第12条の規定によるものとする。</u></p>

令和 2 年度関係

条例制定改廃調書

1 名 称	奈良市長等の損害賠償責任の一部の免責に関する条例		
2 制定改廃の根拠法令、関係通達等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地方自治法等の一部を改正する法律（平成29年法律第54号）第1条による地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）の一部改正 ・ 地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和元年政令第156号）第1条による地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）の一部改正 	4 制定改廃の概要	<p>1. 条例で定める額は、政令の基準に準じる。</p> <p>(1) 市長 基準給与年額に6を乗じた額</p> <p>(2) 副市長、教育長、教育委員会の委員、選挙管理委員会の委員、監査委員 基準給与年額に4を乗じた額</p> <p>(3) 公平委員会の委員、農業委員会の委員、固定資産評価審査委員会の委員、消防長、公営企業管理者 基準給与年額に2を乗じた額</p> <p>(4) 職員（前2号に掲げる職員を除く。） 基準給与年額に1を乗じた額</p>
3 制定改廃の理由	<ul style="list-style-type: none"> ・ 上記の法令により、地方公共団体の長等の損害賠償責任の見直しがあり、市長等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がなく、法第243条の2第3項（故意又は重大な過失等）による賠償の命令の対象となる者でない場合においては、条例により、市長等が市に対して責任を負う損害賠償の額から条例で定める額を控除して得た額について免責することができることとなった。これに伴い、その額について定める。 		
5 施行期日	令和2年4月1日	所管部課	総務部 法務ガバナンス課

条例制定改廃調書

1 名 称	議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例		
2 制定改廃の根拠法令、関係通達等	<ul style="list-style-type: none"> ・地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成29年法律第29号。以下「改正法」という。）第1条による地方公務員法（昭和25年法律第261号）の一部改正 ・「議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（案）」の一部改正（案）について（通知）（令和元年10月17日付総行安第24号総務省自治行政局公務員部安全厚生推進室長通知） 	4 制定改廃の概要	1. 給料を支給される非常勤の職員の補償基礎額に係る規定を加える。（第5条関係）
3 制定改廃の理由	<ul style="list-style-type: none"> ・会計年度任用職員制度の導入に伴い、改正法による改正後の地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる職員（フルタイム会計年度任用職員）については、常勤職員と同様に、給料、手当及び旅費の支給対象であることが明確化されたため。 		
5 施行期日	令和2年4月1日	所管部課	総合政策部 人事課

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例 新旧対照表

現行	改正案
<p>(補償基礎額)</p> <p>第5条 この条例で「補償基礎額」とは、次の各号に定める者の区分に応じ当該各号に掲げる額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p>	<p>(補償基礎額)</p> <p>第5条 この条例で「補償基礎額」とは、次の各号に定める者の区分に応じ当該各号に掲げる額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p><u>(5) 給料を支給される職員 法第2条第4項に規定する平均給与額の例により実施機関が市長と協議して定める額</u></p>

条例制定改廃調書

1 名 称	奈良市月ヶ瀬福祉センター条例の一部を改正する条例		
2 制定改廃の根拠法令、関係通達等		4 制定改廃の概要	1. 開館時間を午前9時から午後5時までとする。(第4条の2、別表関係)
3 制定改廃の理由	<ul style="list-style-type: none"> ・開館時間の変更等を行うため、所要の改正を行う。 		
5 施行期日	令和2年4月1日	所管部課	福祉部 長寿福祉課

奈良市月ヶ瀬福祉センター条例 新旧対照表

現行	改正案
<p>(開館時間)</p> <p>第4条の2 センターの開館時間は、次項に定めるものを除き、午前9時から午後5時まで(第2・第4土曜日は、午前9時から午後9時まで)とする。ただし、指定管理者は、必要があると認める場合は、あらかじめ市長の承認を得て、開館時間を変更することができる。</p> <p>(休館日)</p> <p>第4条の3 センターの休館日は、次項に定めるものを除き、次のとおりとする。ただし、指定管理者は、必要があると認める場合は、あらかじめ市長の承認を得て、休館日を変更し、又は臨時に休館し、若しくは開館することができる。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(使用承認)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 指定管理者は、次の_____いずれかに該当すると認めるときは、第1項の承認をしてはならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 施設等をき損し、又は滅失するおそれがあるとき。</p> <p>(3) 略</p> <p>(使用承認の変更等)</p> <p>第6条 指定管理者は、次の_____いずれかに該当するとき、センターの使用の条件を変更し、若しくは使用を停止し、又は使用の承認を取り消すことができる。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>2 略</p>	<p>(開館時間)</p> <p>第4条の2 センターの開館時間は_____、午前9時から午後5時まで_____とする。ただし、指定管理者は、必要があると認める場合は、あらかじめ市長の承認を得て、開館時間を変更することができる。</p> <p>(休館日)</p> <p>第4条の3 センターの休館日は_____、次のとおりとする。ただし、指定管理者は、必要があると認める場合は、あらかじめ市長の承認を得て、休館日を変更し、又は臨時に休館し、若しくは開館することができる。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(使用承認)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 指定管理者は、次の各号の_____いずれかに該当すると認めるときは、第1項の承認をしてはならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 施設等を毀損し、又は滅失するおそれがあるとき。</p> <p>(3) 略</p> <p>(使用承認の変更等)</p> <p>第6条 指定管理者は、次の各号の_____いずれかに該当するとき、センターの使用の条件を変更し、若しくは使用を停止し、又は使用の承認を取り消すことができる。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>2 略</p>

現行							改正案																																																																						
<p>(損害賠償)</p> <p>第12条 センターを利用する者は、施設等を<u>き損</u>し、又は滅失したときは、市長の定める損害額を賠償しなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>(行為の禁止)</p> <p>第13条 センターを利用する者は、次に掲げる行為をしてはならない。</p> <p>(1) 施設等を<u>き損</u>し、汚損し、又は滅失すること。</p> <p>(2)～(7) 略</p> <p>(入場の禁止等)</p> <p>第14条 指定管理者は、次の_____いずれかに該当する者に対しては、センターの入場を禁止し、若しくは退場を命じ、又はその他の必要な措置をとることができる。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>別表(第5条・第7条関係)</p> <p>1 談話室、料理実習室及び会議室使用料</p>							<p>(損害賠償)</p> <p>第12条 センターを利用する者は、施設等を<u>毀損</u>し、又は滅失したときは、市長の定める損害額を賠償しなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>(行為の禁止)</p> <p>第13条 センターを利用する者は、次に掲げる行為をしてはならない。</p> <p>(1) 施設等を<u>毀損</u>し、汚損し、又は滅失すること。</p> <p>(2)～(7) 略</p> <p>(入場の禁止等)</p> <p>第14条 指定管理者は、次の<u>各号</u>のいずれかに該当する者に対しては、センターの入場を禁止し、若しくは退場を命じ、又はその他の必要な措置をとることができる。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>別表(第5条・第7条関係)</p> <p>1 センター使用料(パターゴルフ場及びグラウンドゴルフ場を除く。)</p>																																																																						
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th>午前</th> <th>午後</th> <th>夜間</th> <th>午前・午後</th> <th>午後・夜間</th> <th>全日</th> </tr> <tr> <th>9:00～ 12:00</th> <th>13:00～ 17:00</th> <th>18:00～ 21:00</th> <th>9:00～ 17:00</th> <th>13:00～ 21:00</th> <th>9:00～ 21:00</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>談話室</td> <td>2,500</td> <td>2,500</td> <td>2,500</td> <td>5,000</td> <td>5,000</td> <td>7,500</td> </tr> <tr> <td>料理実習室</td> <td>2,500</td> <td>2,500</td> <td>2,500</td> <td>5,000</td> <td>5,000</td> <td>7,500</td> </tr> <tr> <td>会議室</td> <td>1,000</td> <td>1,000</td> <td>1,000</td> <td>2,000</td> <td>2,000</td> <td>3,000</td> </tr> </tbody> </table>							区分	午前	午後	夜間	午前・午後	午後・夜間	全日	9:00～ 12:00	13:00～ 17:00	18:00～ 21:00	9:00～ 17:00	13:00～ 21:00	9:00～ 21:00		円	円	円	円	円	円	談話室	2,500	2,500	2,500	5,000	5,000	7,500	料理実習室	2,500	2,500	2,500	5,000	5,000	7,500	会議室	1,000	1,000	1,000	2,000	2,000	3,000	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th>午前</th> <th>午後</th> <th>全日</th> </tr> <tr> <th>9:00～12:00</th> <th>13:00～17:00</th> <th>9:00～17:00</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>談話室</td> <td>2,500</td> <td>2,500</td> <td>5,000</td> </tr> <tr> <td>料理実習室</td> <td>2,500</td> <td>2,500</td> <td>5,000</td> </tr> <tr> <td>会議室</td> <td>1,000</td> <td>1,000</td> <td>2,000</td> </tr> <tr> <td>ミニグラウンド</td> <td>300</td> <td>300</td> <td>600</td> </tr> </tbody> </table>			区分	午前	午後	全日	9:00～12:00	13:00～17:00	9:00～17:00		円	円	円	談話室	2,500	2,500	5,000	料理実習室	2,500	2,500	5,000	会議室	1,000	1,000	2,000	ミニグラウンド	300	300	600
区分	午前	午後	夜間	午前・午後	午後・夜間	全日																																																																							
	9:00～ 12:00	13:00～ 17:00	18:00～ 21:00	9:00～ 17:00	13:00～ 21:00	9:00～ 21:00																																																																							
	円	円	円	円	円	円																																																																							
談話室	2,500	2,500	2,500	5,000	5,000	7,500																																																																							
料理実習室	2,500	2,500	2,500	5,000	5,000	7,500																																																																							
会議室	1,000	1,000	1,000	2,000	2,000	3,000																																																																							
区分	午前	午後	全日																																																																										
	9:00～12:00	13:00～17:00	9:00～17:00																																																																										
	円	円	円																																																																										
談話室	2,500	2,500	5,000																																																																										
料理実習室	2,500	2,500	5,000																																																																										
会議室	1,000	1,000	2,000																																																																										
ミニグラウンド	300	300	600																																																																										

現行		改正案			
		グラウン ド(多目 的広場)	500	500	1,000
		ゲートボ ール場	500	500	1,000
2 パターゴルフ場、グラウンドゴルフ場及びゲートボール場使用料		2 パターゴルフ場及びグラウンドゴルフ場使用料			
区分	使用料	区分	使用料		
略	略	略	略		
グラウンドゴルフ場	略	グラウンドゴルフ場	略		
ゲートボール場	1人1時間につき150円				
3 ミニグラウンド及びグラウンド(多目的広場)使用料		3 略			
区分	午前 9:00~12:00	午後 13:00~17:00	全日 9:00~17:00		
	円	円	円		
ミニグラウ ンド	300	300	600		
グラウンド (多目的広 場)	500	500	1,000		
4 略					

条例制定改廃調書

1 名 称	奈良市都祁福祉センター条例の一部を改正する条例		
2 制定改廃の根拠法令、関係通達等		4 制定改廃の概要	1. 夏期間（6月1日から9月30日までの間）における夜間使用を廃止し、開館時間を午前9時から午後5時までとするほか所要の改正を行う。（第4条の2、別表関係）
3 制定改廃の理由	<ul style="list-style-type: none"> ・開館時間の変更等を行うため、所要の改正を行う。 		
5 施行期日	令和2年4月1日	所管部課	福祉部 長寿福祉課

奈良市都祁福祉センター条例 新旧対照表

現行	改正案
<p>(開館時間)</p> <p>第4条の2 センターの開館時間は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 多目的施設及び入浴施設以外の施設については、午前9時から午後5時まで。ただし、6月1日から9月30日までの間（以下「夏期間」という。）は、午前9時から午後9時まで</p> <p>(2) 多目的施設については、午前9時から午後5時まで。ただし、夏期間は、午前9時から午後8時まで</p> <p>(3) 入浴施設については、午前11時から午後4時（入場は午後3時30分）まで。ただし、夏期間は、午前11時から午後8時（入場は午後7時30分）まで</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、必要があると認める場合は、あらかじめ市長の承認を得て、開館時間又は入場時間を変更することができる。</p> <p>(休館日)</p> <p>第4条の3 センターの休館日は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 国民の祝日 ____の翌日（その日が日曜日及び火曜日に当たるときを除く。）</p> <p>(3) 略</p> <p>2 略</p> <p>(使用承認)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 略</p>	<p>(開館時間等)</p> <p>第4条の2 センターの開館時間は、午前9時から午後5時までとする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、入浴施設の開場時間は、午前11時から午後4時までとする。ただし、午後3時30分以後の入場は認めないものとする。</p> <p>3 前2項の規定にかかわらず、指定管理者は、必要があると認める場合は、あらかじめ市長の承認を得て、開館時間又は開場時間を変更することができる。</p> <p>(休館日)</p> <p>第4条の3 センターの休館日は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する国民の祝日の翌日（その日が日曜日及び火曜日に当たるときを除く。）</p> <p>(3) 略</p> <p>2 略</p> <p>(使用承認)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 略</p>

現行	改正案									
<p>3 指定管理者は、次の_____いずれかに該当すると認めるときは、第1項の承認をしてはならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 施設等を<u>き損</u>し、又は滅失するおそれがあるとき。</p> <p>(3) 略</p> <p>(使用承認の変更等)</p>	<p>3 指定管理者は、次の<u>各号</u>のいずれかに該当すると認めるときは、第1項の承認をしてはならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 施設等を<u>毀損</u>し、又は滅失するおそれがあるとき。</p> <p>(3) 略</p> <p>(使用承認の変更等)</p>									
<p>第6条 指定管理者は、次の_____いずれかに該当するとき、センターの使用の条件を変更し、若しくは使用を停止し、又は使用の承認を取り消すことができる。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>2 略</p> <p>(損害賠償)</p>	<p>第6条 指定管理者は、次の<u>各号</u>のいずれかに該当するとき、センターの使用の条件を変更し、若しくは使用を停止し、又は使用の承認を取り消すことができる。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>2 略</p> <p>(損害賠償)</p>									
<p>第11条 センターを利用する者は、施設等を<u>き損</u>し、又は滅失したときは、市長の定める損害額を賠償しなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>(行為の禁止)</p>	<p>第11条 センターを利用する者は、施設等を<u>毀損</u>し、又は滅失したときは、市長の定める損害額を賠償しなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>(行為の禁止)</p>									
<p>第12条 センターを利用する者は、次に掲げる行為をしてはならない。</p> <p>(1) 施設等を<u>き損</u>し、汚損し、又は滅失すること。</p> <p>(2)～(7) 略</p> <p>(入場の禁止等)</p>	<p>第12条 センターを利用する者は、次に掲げる行為をしてはならない。</p> <p>(1) 施設等を<u>毀損</u>し、汚損し、又は滅失すること。</p> <p>(2)～(7) 略</p> <p>(入場の禁止等)</p>									
<p>第13条 指定管理者は、次の_____いずれかに該当する者に対しては、センターの入場を禁止し、若しくは退場を命じ、又はその他の必要な措置をとることができる。</p> <p>(1)～(4) 略</p>	<p>第13条 指定管理者は、次の<u>各号</u>のいずれかに該当する者に対しては、センターの入場を禁止し、若しくは退場を命じ、又はその他の必要な措置をとることができる。</p> <p>(1)～(4) 略</p>									
<p>別表(第7条関係)</p> <p>1 多目的施設使用料</p> <table border="1" data-bbox="174 1406 1077 1455"> <tr> <td></td> <td>午前</td> <td>午後</td> <td>午前・午後</td> <td>夜間</td> </tr> </table>		午前	午後	午前・午後	夜間	<p>別表(第7条関係)</p> <p>1 多目的施設使用料</p> <table border="1" data-bbox="1184 1406 2087 1455"> <tr> <td></td> <td>午前</td> <td>午後</td> <td>全日</td> </tr> </table>		午前	午後	全日
	午前	午後	午前・午後	夜間						
	午前	午後	全日							

現行					改正案			
区分	9 : 00 ~	13 : 00 ~	9 : 00 ~	17 : 00 ~	区分	9 : 00 ~ 12 :	13 : 00 ~ 17 :	9 : 00 ~ 17 :
	12 : 30	16 : 30	16 : 30	20 : 00		00	00	00
屋根付き施設 (1面につき)	円 1,000	円 1,000	円 2,000	円 1,000	屋根付き施設 (1面につき)	円 1,000	円 1,000	円 2,000
屋根付き以外の施設 (1面につき)	500	500	1,000		屋根付き以外の施設 (1面につき)	500	500	1,000
備考 夜間の使用は、6月1日から9月30日までの間に限るものとする。								
2・3 略					2・3 略			

条例制定改廃調書

1 名 称	奈良市無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例		
2 制定改廃の根拠法令、関係通達等	<ul style="list-style-type: none"> ・生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律（平成30年法律第44号）第5条による社会福祉法（昭和26年法律第45号）の一部改正 ・無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準（令和元年厚生労働省令第34号。以下「国基準」という。） 	4 制定改廃の概要	1. 無料低額宿泊所の設備及び運営の基準については、国基準に定めるところによるほか、本市の独自基準として暴力団の排除に係る規定を加える。
3 制定改廃の理由	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉法の一部改正により、都道府県、指定都市及び中核市において条例で無料低額宿泊所（第2種社会福祉事業のうち、生計困難者のために、無料又は低額な料金で簡易住宅を貸し付け、又は宿泊所その他の施設を利用させるもの）の設備及び運営に関する基準を定めなければならないこととされたため。 		
5 施行期日	令和2年4月1日	所管部課	福祉部 保護第一課、保護第二課

条例制定改廃調書

1 名 称	奈良市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例		
2 制定改廃の根拠法令、関係通達等	<ul style="list-style-type: none"> ・児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号。以下「基準省令」という。） ・奈良県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成24年12月奈良県条例第35号） 	4 制定改廃の概要	<p>1. 基準省令に規定する内容のほか、次のとおり本市の独自基準を追加する。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 暴力団の排除 (2) 申請者の要件（申請者を法人とする規定） (3) 常勤の管理者の配置 (4) 職員の能力等に応じた処遇 (5) 災害に備えた訓練実施の際の地域住民との連携 (6) 身体拘束等の禁止 (7) 市への報告（サービスの状況等について市から報告を求められたときに協力）
3 制定改廃の理由	<ul style="list-style-type: none"> ・指定通所支援事業者の指定等が中核市に権限移譲されたことに伴い、当該事業者指定等の基準に係る条例を制定するため。 		
5 施行期日	令和2年4月1日	担当課	福祉部 障がい福祉課

条例制定改廃調書

1 名 称	奈良市動物愛護管理員設置条例		
2 制定改廃の根拠法令、関係通達等	<ul style="list-style-type: none"> ・動物の愛護及び管理に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第39号）第1条による動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）の一部改正 	4 制定改廃の概要	<p>1. 動物愛護管理員を設置する。（第2条関係）</p> <p>（参考）</p> <p>動物愛護管理員の業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第一種動物取扱業者の指導・監視等 ・第二種動物取扱業者の指導・監視等 ・動物の飼養等によって周辺的生活環境が損なわれている事態に対する措置 ・特定動物による人の生命等に対する侵害を防止するための措置 ・犬及び猫の引取り等 ・犬及び猫の登録
3 制定改廃の理由	<ul style="list-style-type: none"> ・動物の愛護及び管理に関する法律の一部改正に伴い、動物の愛護及び管理に関する事務を行う職員（以下「動物愛護管理員」という。）の設置が義務づけられたことから、設置根拠として、条例を制定するものである。 		
5 施行期日	令和2年6月1日	所管部課	健康医療部 保健所 保健衛生課

条例制定改廃調書

1 名 称	奈良市食品衛生法の営業の施設に関する公衆衛生の基準を定める条例を廃止する条例		
2 制定改廃の根拠法令、関係通達等	<ul style="list-style-type: none"> ・食品衛生法等の一部を改正する法律（平成30年法律第46号）第1条による食品衛生法（昭和22年法律第233号）の一部改正 ・食品衛生法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（令和元年政令第121号） ・食品衛生法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令（令和元年厚生労働省令第68号）第1条による食品衛生法施行規則（昭和23年厚生省令第23号）の一部改正 	4 制定改廃の概要	<ol style="list-style-type: none"> 1. この条例を廃止する。 2. 食品衛生法等の一部を改正する法律附則第5条（施行日から起算して1年間は、旧法第50条第2項の規定により定められた基準によることとする。）に基づき、所要の経過措置を置く。
3 制定改廃の理由	<ul style="list-style-type: none"> ・食品衛生法の一部改正に伴い、国際統合的な衛生管理（HACCP（ハサップ）に沿った衛生管理）を全国の食品等事業者に導入する措置を講じるために、衛生管理の基準を条例ではなく、同法第50条の2に基づき、国の規定として厚生労働省令で定めることとなったため、条例を廃止する。 		
5 施行期日	令和2年6月1日	所管部課	健康医療部 保健所 保健衛生課

条例制定改廃調書

1 名 称	奈良市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部を改正する条例		
2 制定改廃の根拠法令、関係通達等	<ul style="list-style-type: none"> ・浄化槽法の一部を改正する法律（令和元年法律第40号） ・浄化槽管理士に対する研修の機会の確保について（令和元年11月20日付環循適発第1911192号環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課浄化槽推進室長通知） 	4 制定改廃の概要	<ol style="list-style-type: none"> 1. 浄化槽保守点検業者が、営業所に置かれる浄化槽管理士に対し、研修を受けさせる義務に関する規定を新設する。（第10条関係） 2. 登録を受けた浄化槽保守点検業者が更新の登録を受けようとする場合、浄化槽管理士が研修を受けていることを確認できる書面の添付を義務付ける規定を新設する。（第3条関係）
3 制定改廃の理由	<ul style="list-style-type: none"> ・浄化槽法の一部改正により、新たに浄化槽管理士の研修の機会の確保に関する規定が新設されたことから、本市の条例に必要な規定を置くため。 		
5 施行期日	令和2年4月1日	所管部課	健康医療部 保健所 保健・環境検査課

奈良市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例 新旧対照表

現行	改正案
<p>(登録の申請)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 前項の申請書には、次に掲げる書類及び図面を添えなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 営業所ごとに置かれる浄化槽管理士の浄化槽管理士免状の写し</p> <p>(3)～(5) 略</p> <p>(業務の実施)</p> <p>第10条 略</p> <p>2 略</p> <p><u>3・4</u> 略</p>	<p>(登録の申請)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 前項の申請書には、次に掲げる書類及び図面を添えなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 営業所ごとに置かれる浄化槽管理士の浄化槽管理士免状の写し及び<u>前条第3項の規定により登録を受けようとする者にあつては、当該浄化槽管理士が第10条第3項に規定する研修を受けていることを証する書面</u></p> <p>(3)～(5) 略</p> <p>(業務の実施)</p> <p>第10条 略</p> <p>2 略</p> <p><u>3 浄化槽保守点検業者は、その営業所ごとに置かれる浄化槽管理士に、第2条第2項に規定する登録の有効期間ごとに1回以上、浄化槽の保守点検に関して必要な知識及び技能に関する研修であつて市長が指定するものを受けさせなければならない。</u></p> <p><u>4・5</u> 略</p>

条例制定改廃調書

1 名 称	奈良市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例		
2 制定改廃の根拠法令、関係通達等		4 制定改廃の概要	第1章 総則（第1条—第5条） 第2章 埋立て等に使用される土砂等の環境上の基準（第6条） 第3章 不適正な埋立て等の禁止（第7条・第8条） 第4章 土砂等の埋立て等の許可等（第9条—第29条） 第5章 許可に係る関係者の義務（第30条—第33条） 第6章 保証金の預託（第34条—第36条） 第7章 土砂等搬入禁止区域（第37条—第39条） 第8章 手数料（第40条） 第9章 雑則（第41条—第46条） 第10章 罰則（第47条—第52条）
3 制定改廃の理由	・土砂等による埋立て等について必要な規制を行うことにより、埋立て等の適正化を図り、もって災害の防止及び生活環境の保全に資することを目的として、条例を制定する。		
5 施行期日	令和2年4月1日	所管部課	環境部 廃棄物対策課

条例制定改廃調書

1 名 称	奈良市国民健康保険条例の一部を改正する条例		
2 制定改廃の根拠法令、関係通達等	<ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険法施行令の一部を改正する政令（平成31年政令第15号） ・国民健康保険法施行令の一部を改正する政令（令和2年政令第18号） ・地方税法等の一部を改正する法律（平成31年法律第2号） 	4 制定改廃の概要	<p>1. 賦課限度額の引上げ 保険料の賦課限度額を58万円から61万円に引き上げる。（第12条の6、第16条関係）</p> <p>2. 軽減判定所得の引上げ 保険料の均等割額・平等割額の軽減判定所得の引上げ（第16条関係）</p> <p>(1) 5割軽減の対象となる所得基準額の引上げ 28万円 → 28万5千円</p> <p>(2) 2割軽減の対象となる所得基準額の引上げ 51万円 → 52万円</p>
3 制定改廃の理由	<ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険法施行令の一部改正により、保険料の基礎賦課限度額及び均等割額・平等割額の軽減判定所得が見直されたため。 		
5 施行期日	令和2年4月1日	所管部課	福祉部 国保年金課

奈良市国民健康保険条例 新旧対照表

現行	改正案
<p>(基礎賦課限度額)</p> <p>第12条の6 第9条又は第12条の2の基礎賦課額（一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第9条の基礎賦課額と第12条の2の基礎賦課額との合算額をいう。第15条及び第16条第1項において同じ。）は、<u>58万円</u>を超えることができない。</p> <p>(保険料の減額)</p> <p>第16条 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第9条又は第12条の2の基礎賦課額から、それぞれ、当該各号に定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>58万円</u>を超える場合には、<u>58万円</u>）とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項に掲げる金額に、<u>28万円</u>に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。）現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前号に該当する者以外の者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額</p> <p>ア・イ 略</p> <p>(3) 第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項に掲げる金額に、<u>51万円</u>に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保</p>	<p>(基礎賦課限度額)</p> <p>第12条の6 第9条又は第12条の2の基礎賦課額（一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第9条の基礎賦課額と第12条の2の基礎賦課額との合算額をいう。第15条及び第16条第1項において同じ。）は、<u>61万円</u>を超えることができない。</p> <p>(保険料の減額)</p> <p>第16条 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第9条又は第12条の2の基礎賦課額から、それぞれ、当該各号に定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>61万円</u>を超える場合には、<u>61万円</u>）とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項に掲げる金額に、<u>28万5千円</u>に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。）現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前号に該当する者以外の者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額</p> <p>ア・イ 略</p> <p>(3) 第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項に掲げる金額に、<u>52万円</u>に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保</p>

現行	改正案
<p>除料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。) 現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前2号に該当する者以外の者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額</p> <p>ア・イ 略</p> <p>2 略</p> <p>3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第9条又は第12条の2」とあるのは「第12条の6の3又は第12条の6の6」と、「58万円」とあるのは「19万円」と、前項中「第12条」とあるのは「第12条の6の5」と読み替えるものとする。</p> <p>4 第1項及び第2項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第9条又は第12条の2」とあるのは「第12条の8」と、「58万円」とあるのは「16万円」と、第2項中「第12条」とあるのは「第12条の11」と読み替えるものとする。</p> <p>附 則</p> <p>1～12 略</p> <p>(東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長の特例)</p> <p>13 世帯主又はその世帯に属する被保険者若しくは特定同一世帯所属者が地方税法附則第44条の2第3項の規定の適用を受ける場合における第10条第1項の規定の適用については、同項中「第36条」とあるのは「第36条(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成</p>	<p>除料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。) 現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前2号に該当する者以外の者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額</p> <p>ア・イ 略</p> <p>2 略</p> <p>3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第9条又は第12条の2」とあるのは「第12条の6の3又は第12条の6の6」と、「61万円」とあるのは「19万円」と、前項中「第12条」とあるのは「第12条の6の5」と読み替えるものとする。</p> <p>4 第1項及び第2項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第9条又は第12条の2」とあるのは「第12条の8」と、「61万円」とあるのは「16万円」と、第2項中「第12条」とあるのは「第12条の11」と読み替えるものとする。</p> <p>附 則</p> <p>1～12 略</p> <p>(東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長の特例)</p> <p>13 世帯主又はその世帯に属する被保険者若しくは特定同一世帯所属者が地方税法附則第44条の2第5項の規定の適用を受ける場合における第10条第1項の規定の適用については、同項中「第36条」とあるのは「第36条(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成</p>

現行	改正案
23年法律第29号) 第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む。) 」と、「同法第31条第1項」とあるのは「租税特別措置法第31条第1項」と、「同法第32条第1項」とあるのは「租税特別措置法第32条第1項」とする。	23年法律第29号) 第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む。) 」と、「同法第31条第1項」とあるのは「租税特別措置法第31条第1項」と、「同法第32条第1項」とあるのは「租税特別措置法第32条第1項」とする。

条例制定改廃調書

1 名 称	奈良市工場立地法準則条例		
2 制定改廃の根拠法令、関係通達等	<ul style="list-style-type: none"> ・工場立地法（昭和34年法律第24号） ・工場立地に関する準則（平成10年大蔵省、厚生省、農林水産省、通商産業省、運輸省告示第1号） ・緑地面積率等に関する区域の区分ごとの基準（平成10年大蔵省、厚生省、農林水産省、通商産業省、運輸省告示第2号） 	4 制定改廃の概要	<p>1. 緑地及び環境施設の面積の敷地面積に対する割合（第3条関係） 工場敷地面積に対する緑地面積率及び環境施設の面積率を国が定める範囲の下限まで引き下げる。</p> <p>2. 緑地として算入できる重複緑地の割合（第3条関係） 重複緑地（生産施設の屋上・壁面に設置された緑地や駐車場の緑地等、他の施設と重なって設置する緑地）のうち緑地として認められる限度を、国が定める範囲の上限まで引き上げる。</p>
3 制定改廃の理由	<ul style="list-style-type: none"> ・企業誘致施策として、市内に新たに事業所を設置する企業や既存の事業所を拡張する企業に対し設備投資しやすい環境を整えるため、工場立地法の規定により公表された準則に代えて適用する一定の区域における緑地面積率等の割合の緩和に関し、必要な事項を定めようとするものである。 		
5 施行期日	令和2年4月1日	所管部課	観光経済部 産業政策課

条例制定改廃調書

1 名 称	奈良市地域経済牽引事業の促進に係る固定資産税の特例に関する条例		
2 制定改廃の根拠法令、関係通達等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地方税法（昭和25年法律第226号） ・ 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成19年法律第40号） 	4 制定改廃の概要	<p>1. 固定資産税の課税免除の範囲（第3条関係）</p> <p>地域経済牽引事業者がこの条例の施行日以後に県知事から事業計画の承認を受け、当該承認を受けた日から令和5年3月31日までに促進区域内に対象施設を設置したときは、家屋若しくは構築物又はその敷地に対する固定資産税を、家屋又は構築物に対して新たに固定資産税を課することとなった年度から3年度分に限り、免除する。</p> <p>2. 課税免除に係る申請、変更等及び取消し（第4条から第7条まで関係）</p>
3 制定改廃の理由	<ul style="list-style-type: none"> ・ 企業誘致施策として、新たな地域経済牽引事業者に対し設備投資しやすい環境を整えるため、固定資産税の課税免除の特例に関し必要な事項を定めるものである。 		
5 施行期日	令和2年4月1日	所管部課	観光経済部 産業政策課

条例制定改廃調書

1 名 称	奈良市伝統的家屋交流施設条例を廃止する条例		
2 制定改廃の根拠法令、関係通達等		4 制定改廃の概要	1. 条例を廃止する。
3 制定改廃の理由	<p>・奈良市伝統的家屋交流施設（梅の里ふれあい館）について、公の施設としての機能が低いことや、地元自治会が管理費用を負担の上管理していることから、指定管理者の指定期間満了をもって、市から地元自治会へ譲渡するため、同施設を廃止する。</p>		
5 施行期日	令和2年4月1日	所管部課	市民部 月ヶ瀬行政センター 地域振興課

条例制定改廃調書

1 名 称	奈良市道路占用料に関する条例等の一部を改正する条例		
2 制定改廃の根拠法令、関係通達等	<ul style="list-style-type: none"> ・道路法施行令の一部を改正する政令（令和元年政令112号） 	4 制定改廃の概要	<p>1. 奈良市道路占用料に関する条例の一部改正（第1条による改正）</p> <p>(1) 市道の占用料の額を引き上げる。</p> <p>(2) 占用期間が1月未満の場合について、消費税相当額を徴する旨を明記する。</p> <p>2. 奈良市準用河川管理条例の一部改正（第2条による改正）</p> <p>(1) 準用河川の流水占用料、土地占用料及び土石採取料を引き上げる。</p> <p>(2) 占用期間が1月未満の場合について、消費税相当額を徴する旨を明記する。</p> <p>3. 奈良市法定外公共物の管理に関する条例の一部改正（第3条による改正）</p> <p>(1) 通路橋及び通路（道路の占用に係るものを除く。）の占用料を引き上げる。</p> <p>4. 奈良市都市公園条例の一部改正（第4条による改正）</p> <p>(1) 都市公園の占用等に係る使用料の額を引き上げる。</p> <p>(2) 占用期間が1月未満の場合について、消費税相当額を徴する旨を明記する。</p>
3 制定改廃の理由	<ul style="list-style-type: none"> ・道路法施行令の一部改正に準じ、同令に定める額と均衡を失わないよう道路占用料等の額の改定その他の所要の改正を行う。 		
5 施行期日	令和2年4月1日	所管部課	建設部 土木管理課、都市整備部 公園緑地課

奈良市道路占用料に関する条例 新旧対照表（第1条による改正）

現行				改正案			
別表（第2条関係）				別表（第2条関係）			
	占用物件	単位	占用料		占用物件	単位	占用料
法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第一種電柱	1本につき1年	660円	法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第一種電柱	1本につき1年	730円
	第二種電柱		1,000円		第二種電柱		1,100円
	第三種電柱		1,400円		第三種電柱		1,500円
	第一種電話柱		590円		第一種電話柱		650円
	第二種電話柱		950円		第二種電話柱		1,000円
	第三種電話柱		1,300円		第三種電話柱		1,400円
	その他の柱類		59円		その他の柱類		65円
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき1年	6円		共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき1年	7円
	地下に設ける電線その他の線類		4円		地下に設ける電線その他の線類		4円
	路上に設ける変圧器	1個につき1年	580円		路上に設ける変圧器	1個につき1年	640円
	地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートルにつき1年	350円		地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートルにつき1年	390円
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	1,200円		変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	1,300円
	郵便差出箱及び信書便差出箱		500円		郵便差出箱及び信書便差出箱		550円
広告塔	表示面積1平方メートルに	3,800円	広告塔	表示面積1平方メートルに	4,300円		

現行				改正案					
			つき1年				つき1年		
		その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	<u>1,200円</u>		その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	<u>1,300円</u>	
法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.07メートル未満のもの		長さ1メートルにつき1年	<u>25円</u>	法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.07メートル未満のもの		<u>27円</u>	
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの			<u>35円</u>		外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		<u>39円</u>	
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの			<u>53円</u>		外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		<u>59円</u>	
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの			<u>71円</u>		外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		<u>78円</u>	
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの			<u>110円</u>		外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		<u>120円</u>	
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの			<u>140円</u>		外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		<u>160円</u>	
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの			<u>250円</u>		外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		<u>270円</u>	
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの			<u>350円</u>		外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		<u>390円</u>	
	外径が1メートル以上のもの			<u>710円</u>		外径が1メートル以上のもの		<u>780円</u>	
	法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設			占用面積1平方メートルにつき1年		<u>1,200円</u>	法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設		
法第32条第1項第5号に掲	地下街及び地	階数が1のもの	つき1年	Aに0.005を乗じて得た額	法第32条第1項第5号に掲	地下街及び地	階数が1のもの	つき1年	Aに0.005を乗じて得た額

現行					改正案					
げる施設	下室	階数が2のもの		Aに0.008を乗じて得た額	げる施設	下室	階数が2のもの		Aに0.008を乗じて得た額	
		階数が3以上のもの		Aに0.01を乗じて得た額			階数が3以上のもの		Aに0.01を乗じて得た額	
	上空に設ける通路			1,900円	上空に設ける通路		2,100円			
	地下に設ける通路			1,100円	地下に設ける通路		1,300円			
	その他のもの			1,200円	その他のもの		1,300円			
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの		占用面積1平方メートルにつき1日	38円	法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの		占用面積1平方メートルにつき1日	43円	
	その他のもの		占用面積1平方メートルにつき1月	380円		その他のもの		占用面積1平方メートルにつき1月	430円	
道路法施行令（昭和27年政令第479号。以下「令」という。）第7条第1号に掲げる物件	看板（ア） 一チであるものを除く。）	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1月	380円	道路法施行令（昭和27年政令第479号。以下「令」という。）第7条第1号に掲げる物件	看板（ア） 一チであるものを除く。）	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1月	430円	
		その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1年	3,800円			その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1年	4,300円	
	標識		1本につき1年	950円	標識		1本につき1年	1,000円		
	旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの		1本につき1日	38円	旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの		1本につき1日	43円
		その他のもの		1本につき1	380円		その他のもの		1本につき1	430円

現行					改正案				
	幕（令第7条第4号に掲げる工事用施設であることを除く。）	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートルにつき1日	38円	幕（令第7条第4号に掲げる工事用施設であることを除く。）	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートルにつき1日	43円	
		その他のもの	その面積1平方メートルにつき1月	380円		その他のもの	その面積1平方メートルにつき1月	430円	
		アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月		3,800円	アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月
		その他のもの		1,900円			その他のもの		2,100円
令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料		占用面積1平方メートルにつき1月		380円	令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料		占用面積1平方メートルにつき1月		430円
令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設		つき1月		120円	令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設		つき1月		130円
令第7条第9号に掲げる施設	建築物	占用面積1平方メートルにつき1年	Aに0.015を乗じて得た額	Aに0.01を乗じて得た額	令第7条第9号に掲げる施設	建築物	占用面積1平方メートルにつき1年	Aに0.014を乗じて得た額	Aに0.01を乗じて得た額
	その他のもの								
その他前各項により難い占用物件			前各項に準じて市長が定める額		その他前各項により難い占用物件			前各項に準じて市長が定める額	
備考 1～8 略					備考 1～8 略				
					9 占用の期間が1月未満であるときの占用料の額は、この表の規定により計算した額に100分の110を乗じて得た額とする。				

現行	改正案
<u>9</u> ・ <u>10</u> 略	<u>10</u> ・ <u>11</u> 略

奈良市準用河川管理条例 新旧対照表 (第2条による改正)

現行					改正案				
別表 (第5条関係)					別表 (第5条関係)				
1 流水・土地占用料					1 流水・土地占用料				
区分	種別	単位	占用料	摘要	区分	種別	単位	占用料	摘要
流水占用料	鉱工業その他の用に供するもの	毎秒1リットル 1年につき	5,140円		流水占用料	鉱工業その他の用に供するもの	毎秒1リットル 1年につき	5,230円	
土地占用料	第一種電柱	1本 1年につき	660円	組立鉄柱又はH柱は2本とみなす。	土地占用料	第一種電柱	1本 1年につき	730円	組立鉄柱又はH柱は2本とみなす。
	第二種電柱	1本 1年につき	1,000円			第二種電柱	1本 1年につき	1,100円	
	第三種電柱	1本 1年につき	1,400円			第三種電柱	1本 1年につき	1,500円	
	第一種電話柱	1本 1年につき	590円	組立鉄柱又はH柱は2本とみなす。	土地占用料	第一種電話柱	1本 1年につき	650円	組立鉄柱又はH柱は2本とみなす。
	第二種電話柱	1本 1年につき	950円			第二種電話柱	1本 1年につき	1,000円	
	第三種電話柱	1本 1年につき	1,300円			第三種電話柱	1本 1年につき	1,400円	
	公衆電話所	1個 1年につき	1,200円		土地占用料	公衆電話所	1個 1年につき	1,300円	
	埋設又は架設管類	外径が40センチメートル未満のもの	1メートル 1年につき	140円		埋設又は架設管類	外径が40センチメートル未満のもの	1メートル 1年につき	160円
外径が40センチメートル以上のもの		1メートル	250円		外径が40センチメートル以上のもの		1メートル	270円	

現行						改正案					
		チメートル以上70センチメートル未満のもの	1年につき					チメートル以上70センチメートル未満のもの	1年につき		
		外径が70センチメートル以上100センチメートル未満のもの	1メートル 1年につき	<u>350円</u>				外径が70センチメートル以上100センチメートル未満のもの	1メートル 1年につき	<u>390円</u>	
		外径が100センチメートル以上のもの	1メートル 1年につき	<u>710円</u>				外径が100センチメートル以上のもの	1メートル 1年につき	<u>780円</u>	
	仮設建築物		1平方メートル 1月につき	<u>120円</u>	露店、工事用建築物その他これに類するもの			仮設建築物	1平方メートル 1月につき	<u>130円</u>	露店、工事用建築物その他これに類するもの
	通路橋、通路		1平方メートル 1年につき	<u>1,160円</u>				通路橋、通路	1平方メートル 1年につき	<u>1,270円</u>	
	その他前各項により 難い工作物		1平方メートル 1年につき	<u>2,400円</u>				その他前各項により 難い工作物	1平方メートル 1年につき	<u>2,600円</u>	
	原形のままの占用		1平方メートル 1年につき	<u>120円</u>	農耕地、採草地等			原形のままの占用	1平方メートル 1年につき	<u>130円</u>	農耕地、採草地等
	養魚		1平方メートル	<u>320円</u>				養魚	1平方メートル	<u>350円</u>	

現行				
		1年につき		
備考				
1～4 略				
5・6 略				
2 土石採取料				
種別	単位	採取料	摘要	
砂利	1立方メートル	290円		
土砂	1立方メートル	190円		
かきこみ砂利	1立方メートル	290円		
栗石	直径が8センチメートル以上20センチメートル未満のもの	1立方メートル 330円		
転石	直径が20センチメートル以上40センチメートル未満のもの	1立方メートル <u>630円</u>	20個を1立方メートルとする。	
	直径が40センチメートル以上60センチメートル未満のもの	1立方メートル <u>1,280円</u>	10個を1立方メートルとする。	
	直径が60センチメ	1立方メートル <u>5,840円</u>		

改正案				
		1年につき		
備考				
1～4 略				
5 占用の期間が1月未満であるときの占用料の額は、この表の規定により計算した額に100分の110を乗じて得た額とする。				
6・7 略				
2 土石採取料				
種別	単位	採取料	摘要	
砂利	1立方メートル	290円		
土砂	1立方メートル	190円		
かきこみ砂利	1立方メートル	290円		
栗石	直径が8センチメートル以上20センチメートル未満のもの	1立方メートル 330円		
転石	直径が20センチメートル以上40センチメートル未満のもの	1立方メートル <u>640円</u>	20個を1立方メートルとする。	
	直径が40センチメートル以上60センチメートル未満のもの	1立方メートル <u>1,300円</u>	10個を1立方メートルとする。	
	直径が60センチメ	1立方メートル <u>5,940円</u>		

現行					改正案				
	一トル以上のもの	ル				一トル以上のもの	ル		
備考					備考				
1 略					1 略				
2 略					2 採取料の額は、この表の規定により計算した額に100分の110を乗じて得た額とする。				
					3 略				

奈良市法定外公共物の管理に関する条例 新旧対照表（第3条による改正）

現行	改正案
<p>(占用料の徴収)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 占用料の額は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 通路橋及び通路（道路の占有に係るものを除く。） 占有面積1平方メートルにつき年額<u>1,160円</u></p> <p>3 前項第2号に規定する占用料の額の計算方法については、奈良市道路占用料に関する条例別表備考の第6項及び第7項の規定を準用する。</p> <p>4～6 略</p>	<p>(占用料の徴収)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 占用料の額は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 通路橋及び通路（道路の占有に係るものを除く。） 占有面積1平方メートルにつき年額<u>1,270円</u></p> <p>3 前項第2号に規定する占用料の額の計算方法については、奈良市道路占用料に関する条例別表備考第6項、第7項及び第9項から第11項までの規定を準用する。</p> <p>4～6 略</p>

奈良市都市公園条例 新旧対照表 (第4条による改正)

現行					改正案				
別表 (第9条関係)					別表 (第9条関係)				
1 略					1 略				
2 都市公園を占有する場合					2 都市公園を占有する場合				
	占有物件	単位	期間	金額		占有物件	単位	期間	金額
電柱、電線、変圧塔その他これらに類するものの	第一種電柱	1本	1年	660円	電柱、電線、変圧塔その他これらに類するものの	第一種電柱	1本	1年	730円
	第二種電柱			1,000円		第二種電柱			1,100円
	第三種電柱			1,400円		第三種電柱			1,500円
	第一種電話柱			590円		第一種電話柱			650円
	第二種電話柱			950円		第二種電話柱			1,000円
	第三種電話柱			1,300円		第三種電話柱			1,400円
	その他の柱類			59円		その他の柱類			65円
	共架電線その他上空に設ける線類	1メートル	1年	6円		共架電線その他上空に設ける線類	1メートル	1年	7円
	地下に設ける電線その他の線類			4円		地下に設ける電線その他の線類			4円
	地表に設ける変圧器	1個	1年	580円		地表に設ける変圧器	1個	1年	640円
	地下に設ける変圧器	1平方メートル	1年	350円		地下に設ける変圧器	1平方メートル	1年	390円
	簡易型携帯電話システム無線基地局	1基	1年	1,200円		簡易型携帯電話システム無線基地局	1基	1年	1,300円
	変圧塔その他これに類するもの	1個	1年	1,200円		変圧塔その他これに類するもの	1個	1年	1,300円
水道管、下水道	外径が0.07メートル未満のもの	1メートル	1年	25円	水道管、下水道	外径が0.07メートル未満のもの	1メートル	1年	27円

現行				改正案					
管、ガス 管その他 これらに類するもの	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの			<u>35円</u>	管、ガス 管その他 これらに類するもの	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの			<u>39円</u>
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの			<u>53円</u>		外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの			<u>59円</u>
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの			<u>71円</u>		外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの			<u>78円</u>
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの			<u>110円</u>		外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの			<u>120円</u>
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの			<u>140円</u>		外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの			<u>160円</u>
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの			<u>250円</u>		外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの			<u>270円</u>
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの			<u>350円</u>		外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの			<u>390円</u>
	外径が1メートル以上のもの			<u>710円</u>		外径が1メートル以上のもの			<u>780円</u>
通路、鉄道、軌道、公共駐車場 その他これらに類する施設で 地下に設けるもの	1平方メートル	1年		<u>1,100円</u>	通路、鉄道、軌道、公共駐車場 その他これらに類する施設で 地下に設けるもの	1平方メートル	1年		<u>1,300円</u>
郵便差出箱及び信書便差出箱	1個	1年		<u>500円</u>	郵便差出箱及び信書便差出箱	1個	1年		<u>550円</u>

現行				改正案			
公衆電話所			1,200円	公衆電話所			1,300円
競技会、集会、展示会、博覧会 その他これらに類する催しの ため設ける仮設工作物	1平方メートル	1月	380円	競技会、集会、展示会、博覧会 その他これらに類する催しの ため設ける仮設工作物	1平方メートル	1月	430円
標識	1本	1年	950円	標識	1本	1年	1,000円
防火用貯水槽で地下に設ける もの	1平方メートル	1年	1,200円	防火用貯水槽で地下に設ける もの	1平方メートル	1年	1,300円
工事用板囲、足場、詰所その他 の工事用施設	1平方メートル	1月	380円	工事用板囲、足場、詰所その他 の工事用施設	1平方メートル	1月	430円
土石、竹木、瓦その他の工事用 材料の置場				土石、竹木、瓦その他の工事用 材料の置場			
その他前各項により難い占用 物件	前各項に準じて市長が定める額			その他前各項により難い占用 物件	前各項に準じて市長が定める額		
備考 1～5 略				備考 1～5 略			
6 1件の <u>占用料</u> の額が100円未満のときは、100円とする。				6 <u>占用物件に係る使用の期間が1月未満であるときの使用料の額は、この表の規定により計算した額に100分の110を乗じて得た額とする。</u>			
7 1件の <u>占用料</u> の額に10円未満の端数があるときは、これを切り上げる。				7 1件の <u>使用料</u> の額が100円未満のときは、100円とする。			
3 第3条第1項各号に掲げる行為をする場合 略				8 1件の <u>使用料</u> の額に10円未満の端数があるときは、これを切り上げる。 3 第3条第1項各号に掲げる行為をする場合 略			
備考 1・2 略				備考 1・2 略			
				3 <u>使用料の額は、この表の規定により計算した額に100分の110を乗じて得た額とする。</u>			

条例制定改廃調書

1 名 称	奈良市学校給食センター条例の一部を改正する条例		
2 制定改廃の根拠法令、関係通達等		4 制定改廃の概要	1. 第2条の表から月ヶ瀬学校給食センターの項を削る。
3 制定改廃の理由	<ul style="list-style-type: none"> ・ 東部地域における効率的な給食実施の観点から、月ヶ瀬学校給食センターを廃止する。 		
5 施行期日	令和2年4月1日	所管部課	教育部 保健給食課

奈良市学校給食センター条例 新旧対照表

現行	改正案												
(名称及び位置)	(名称及び位置)												
第2条 給食センターの名称及び位置は、次のとおりとする。	第2条 給食センターの名称及び位置は、次のとおりとする。												
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="159 384 546 434">名称</th> <th data-bbox="546 384 1061 434">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="159 434 546 499">奈良市月ヶ瀬学校給食センター</td> <td data-bbox="546 434 1061 499">奈良市月ヶ瀬尾山2, 350番地の1</td> </tr> <tr> <td data-bbox="159 499 546 536">二</td> <td data-bbox="546 499 1061 536"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="159 536 546 587">奈良市都祁学校給食センター</td> <td data-bbox="546 536 1061 587">奈良市都祁友田町1, 798番地</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	奈良市月ヶ瀬学校給食センター	奈良市月ヶ瀬尾山2, 350番地の1	二		奈良市都祁学校給食センター	奈良市都祁友田町1, 798番地	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1167 384 1554 434">名称</th> <th data-bbox="1554 384 2069 434">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1167 434 1554 485">奈良市都祁学校給食センター</td> <td data-bbox="1554 434 2069 485">奈良市都祁友田町1, 798番地</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	奈良市都祁学校給食センター	奈良市都祁友田町1, 798番地
名称	位置												
奈良市月ヶ瀬学校給食センター	奈良市月ヶ瀬尾山2, 350番地の1												
二													
奈良市都祁学校給食センター	奈良市都祁友田町1, 798番地												
名称	位置												
奈良市都祁学校給食センター	奈良市都祁友田町1, 798番地												

条例制定改廃調書

1 名 称	奈良市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例及び奈良市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例		
2 制定改廃の根拠法令、関係通達等	<ul style="list-style-type: none"> 地方自治法等の一部を改正する法律（平成29年法律第54号） 	4 制定改廃の概要	<p>1. 次に掲げる条例の規定中「第243条の2第8項」を「第243条の2の2第8項」に改める。</p> <p>(1) 奈良市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例（昭和41年奈良市条例第28号）第6条</p> <p>(2) 奈良市病院事業の設置等に関する条例（平成15年奈良市条例第47号）第6条</p>
3 制定改廃の理由	<ul style="list-style-type: none"> 地方自治法の一部改正に伴い、条例中で引用している条文の整理を行おうとするものである。 		
5 施行期日	令和2年4月1日	所管部課	健康医療部 医療政策課、企業局 経営部 経営企画課

奈良市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例 新旧対照表

現行	改正案
<p>(議会の同意を要する賠償責任の免除)</p> <p>第6条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2第8項の規定により水道事業等の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が10万円以上である場合とする。</p>	<p>(議会の同意を要する賠償責任の免除)</p> <p>第6条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2の2第8項の規定により水道事業等の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が10万円以上である場合とする。</p>

奈良市病院事業の設置等に関する条例 新旧対照表

現行	改正案
<p>(議会の同意を要する賠償責任の免除)</p> <p>第6条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2第8項の規定により病院事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が10万円以上である場合とする。</p>	<p>(議会の同意を要する賠償責任の免除)</p> <p>第6条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2の2第8項の規定により病院事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が10万円以上である場合とする。</p>